

新型コロナウイルス感染症対策にかかる

営業時間短縮要請協力金の申請手続きについて

◎宮崎県緊急事態宣言の延長に伴い、営業時間短縮要請の期間が**1月23日(土)～2月7日(日)まで延長されました。**

◎協力金の申請は、【第1期】延長前の期間1/9～1/22までの分と、【第2期】延長された期間1/23～2/7までの分、**2回申請が必要になります。**

【対象者】 (1)酒類を提供する飲食店 及び (2)酒類を提供しない飲食店
(いずれも持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)を除きます。)

【要請の内容】 営業時間を午後8時までに短縮する。(酒類の提供は午後7時まで。)

【要請の期間・協力金】

	第1期		第2期	
	要請期間	協力金	要請期間	協力金
(1)酒類を提供する飲食店	1/9(土)～1/22(金)	56万円	1/23(土)～2/7(日)	64万円 (※予定)
(2)酒類を提供しない飲食店	1/11(月)～1/22(金)	48万円		

※感染予防対策ガイドラインを遵守していることが、協力金支給の要件となります。

【申請に必要なもの】 ① 時間短縮営業を行ったことが確認できるもの
(例：お店に貼ったチラシなどの写真や、告知したホームページなどのコピー)
(※注意1) 午後8時まで営業短縮したと、酒類提供を7時まで短縮したことの両方を記載することが必要です。
(※注意2) 時間短縮営業を行った日を記載することが必要です。(第1期分は1月9日から22日まで、第2期分は1月23日から2月7日まで、のようにわかるように。「当分の間」などはダメです。)

② 酒類の提供を行っていることが確認できる書類(酒類提供店舗のみ)
(例：メニューの写真や、酒の仕入伝票などのコピー)

③ お店の外観写真(店舗名がわかるように)と内観写真(飲食スペース：テーブルやイスがわかるように)。

④ 営業の実態が確認できる書類(直近1期分の確定申告書の写しなど)
※令和2年1月以降に開業した場合は、開業届けまたは法人設立届けの写し)

⑤ 食品衛生法に基づく営業許可書の写し

⑥ [様式1] 申出書兼誓約書と [様式2] 協力金請求書

※請求書に記載する振込口座が確認できる通帳のコピーを、必ず添付してください。
(銀行・支店・預金種別・口座番号・名義(カタカナ部分)がわかるように。)

⑦ 新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート

※③～⑤は、以前(8月休業の時)提出している場合は、内容が変更なければ、提出は不要です。

【申請期間】

第1期分 ⇒ 1月25日(月)から 2月19日(金)まで
第2期分 ⇒ 2月 8日(月)から 3月 5日(金)まで

【申請方法】

「門川町役場まちづくり推進課」へ郵送、または窓口へ持参

申請先/
お問い合わせ

〒889-0696 門川町本町1-1 門川町役場 まちづくり推進課
mail : syoukoukankou@town.kadogawa.lg.jp ☎0982-63-1140